共用林野契約について

共用林野とは、国が国有林野における森林経営を行いながら、地元住民が共同して使用収益することを権利として設定し、同一の国有林野を国と地元住民が供に利用する制度です。

「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」第１６条により、アイヌ民族において継承されてきた儀式の実施をはじめとしたアイヌ文化振興等に利用するために、共用林野制度が適用可能となりました。

千歳市と石狩森林管理署との契約においては、つる・薬草・果実・山菜・きのこの採取を行う内容となっており、千歳アイヌ協会員を主体とする共用者が採取しますが、持続的な採取が可能となるよう広範囲の区域を設定しました。

カムイノミ（神に祈る儀式）の様子

供物をアペ（火）にお供えしている様子

（写真提供：千歳アイヌ協会）